

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

なお、本入札に係る契約締結の条件は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされた場合とします。

令和8年2月12日
支出負担行為担当官
中部森林管理局長 佐伯 知広

記

1 一般競争入札に付する事項：

(1) 件名

土木CAD（EX-TREND武蔵）保守業務

(2) 業務内容

土木CADの保守

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

別途、支出負担行為担当官が指定する場所（仕様書による）

(5) 電子調達システムの利用

本案件への競争参加手続き及び入札執行は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札により参加することができる。

調達ポータル：<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度農林水産本省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「ソフトウェア開発」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。

なお、競争参加希望者で、（全省庁統一資格）を有していない者は、上記1（5）に記載の調達ポータル「統一資格審査を行う」より申請手続きを実施の上、資格を取得すること。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

インターネット申請の操作方法等についての問い合わせ先

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA03/OZA0301>

- (4) 契約担当官等から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所及び仕様書等資料を交付する場所並びに期間等

(1) 場所

中部森林管理局ホームページ及び以下の場所において交付する。

〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5

中部森林管理局 総務企画部 経理課 専門官（契約適正化）

電話 050-3160-6533

電子メールアドレス： c_keiri@maff.go.jp

(2) 電子調達システムによる交付

仕様書等資料は、電子調達システム（調達ポータル サイト）で交付する。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

（調達ポータルサイトから資料をダウンロードする方法）

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/attach/pdf/densityoutatusisutemuriyou-9.pdf>

ただし、最新の中部森林管理局競争契約入札心得については、中部森林管理局ホームページで交付する。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/kokoroe.html

(3) 期間

令和8年2月13日（金曜日）から令和8年3月16日（月曜日）

8時30分から12時00分及び13時00分から17時00分（ただし、行政機関休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）

(4) 公告・仕様内容に関する質問

この入札公告及び交付資料等に関する質問がある場合においては、書面（任意様式）により電子メールで提出すること。

ア 提出場所

〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5

中部森林管理局 総務企画部 経理課 専門官（契約適正化）

電話：050-3160-6533

電子メールアドレス： c_keiri@maff.go.jp

イ 提出期間

令和8年2月13日（金曜日）から令和8年3月5日（木曜日）まで

(5) 質問に対する回答

上記（4）の質問に対する回答は、中部森林管理局のホームページに掲載する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/situmonkaitou/sonota.html>

4 入札者に求められる義務等（入札参加希望者事前提出書類）

この入札に参加を希望する者は、次の証明書類を上記3（4）アの場所に提出しなければならない。なお、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、提出された書類は支出負担行為担当官が審査するものとし、上記競争参加資格及び要求仕様を満たしていると判断された者のみ参加できるものとする。

（1）提出書類

令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し1部

（2）提出期限

令和8年2月27日（金曜日）17時00分

（3）提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

上記（1）による提出書類を電子調達システムでPDFファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記3（4）アの場所に郵送（書留等配達記録の残るものに限る。）又は持参すること。

なお、上記の場所へ電子メールによる提出も可とする。

5 入札の方法

入札者は上記1（2）の総価を入札書に記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札した者は、担当者の指示に従い速やかに入札金額内訳書を提出すること。

注意：入札金額内訳書には、入札書と同様に記名すること。

6 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札書の提出・入札執行の場所並びに日時等

（1）電子調達システムにより参加する場合

ア 入札の日時

令和8年3月12日（木曜日）9時00分から令和8年3月17日（火曜日）9時59分までに入札金額の送信を行うこと。

イ 開札の場所及び日時

中部森林管理局 1階 入札室 令和8年3月17日（火曜日）10時00分

(2) 紙入札により参加する場合

ア 入札・開札の場所及び日時

上記(1)イに同じ。

(郵便入札を認める。なお、郵便入札を行うときは、令和8年3月17日（火曜日）10時00分までに入札書類が当局に到着するように、書留郵便又は託送（書留等配達記録が残るものに限る。）により提出すこと。ただし、開札にあたり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うが、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できない。)

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札、申請書類又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、中部森林管理局競争契約入札心得第7条の規定に違反した者の入札は無効とする。

8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

11 その他

(1) 暴力団排除に関する誓約事項については、中部森林管理局競争契約入札心得に明記する。

(2) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(3) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(5) その他本公告に記載なき事項は中部森林管理局競争契約入札心得等による。

以上、公告する。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページの発注者綱紀保持をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。